

銀行員が押さえておきたい 26年度

税制改正大綱のポイント

法人・個人顧客に影響を与える改正項目とは

税理士法人おたか 木村 英幸

本特別企画では、昨年末に閣議決定された「平成26年度税制改正大綱」について、お客様の高い改正項目を中心に、行職員が押さえておくべきポイントを解説する。

Part1

26年度大綱の概要と今後の着眼点

平成25年12月12日に自民党と公明党から「平成26年度税制改正大綱」が公表され、12月24日に閣議決定された。

今年度の税制改正大綱は、企業等の投資行動を加速化させる等の観点から、「日本再興戦略」に盛り込まれた民間投資を活性化させるための税制措置等については、

年末における通常の年度改正から切り離し、「民間投資活性化等のための税制改正大綱」として昨年秋に前倒しで決定されている（図表1）。

年末の税制改正大綱においては、秋の大綱に引き続き企業の積極的な投資行動を促すための措置、企業の実効税率に注目した消費

税の傾向が強い個人向けの改正では、企業向けとしては、秋の大綱が主な改正となっているが、年末の税制改正大綱においても、交際費

活性化のための措置、地域経済の活性化のための措置等を講じており、企業向け減税策による負担軽減によって、従業員の賃上げや設備投資による好循環を実現し、平成26年4月の消費税増税後（8%）の景気腰折れを防ぐ政府の狙いがうかがえる。

個人向けの改正では、増税の傾向が強い

課税の見直しや復興特別法人税の1年前倒しでの廃止など、減税策が多く盛り込まれている。

一方で、個人向けの改正は、同族会社の私算債の利子の総合課税、給与所得控除額の縮小やゴルフ会員権等の譲渡損の損益通算廃止など、増税の傾向が強くなっている。なお、同族会社の私算債の利子については、平成25年度の改正で「平成28年1月1日以降発行分から総合課税の対象」とされていたが、今回の改正で「平成28年1月1日以降に支払われる私算債

図表1 民間投資活性化等のための税制改正大綱の概要

項目	概要	施行時期
1	生産性向上設備の特別償却・特別控除	産業競争力強化法規定の一定規模以上の設備投資をした場合、即時償却または5%税額控除が可能
2	機械等を取引した場合の特別償却・特別控除	現行の中小企業等投資促進税制が延長され、一定の中小企業者には即時償却または7~10%の税額控除が可能
3	研究開発税制の上乗せ措置である増加型の延長・拡充	研究開発税制の上乗せ措置のうち増加型について、適用期限が延長され、一定要件を満たせば、増加割合（最大30%）に応じた税額控除が可能
4	所得拡大促進税制の適用要件の緩和	給与増加割合5%以上が要件とされていたが、平成27年3月までは2%、平成27年度は3%、平成28年度から5%以上に緩和
5	ベンチャー投資に対する投資損失準備金の損金算入	一定要件のベンチャー企業へ投資を行った場合、ベンチャー企業の株式等の帳簿価額の80%まで損金算入が可能
6	事業再編により取得した株式等に係る投資損失準備金の損金算入	収益力の飛躍的な向上に向けた戦略的な事業再編に関して、設立等した会社の取得株式の取得価額の70%まで損金算入が可能
7	耐震改修工事等の特別償却	耐震診断が義務付けられる建築物について、耐震診断結果の報告を行った場合、耐震改修により取得等をする建築物の部分に対して25%の特別償却が可能

の利子」に見直されているので注意が必要である。

今後の主要検討課題としては、消費税の軽減税率、法人実効税率の引下げ、小規模企業等に係る税

制の見直しなどが挙げられている。

消費税の軽減税率については、今回の税制改正の焦点の一つとなっていたが、必要な財源の確保と

国民の理解を得たうえで、消費税率10%時に導入することとされ、対象品目の選定、区分経理等のための制度整備などについては、平成26年12月までに結論を出すこと

とされた。

法人実効税率については、わが国経済競争力の向上、法人実効税率を引き下げる環境作りの重要性、法人実効税率引下げと企業行動の関係などを踏まえつつ、引き続き検討することとされた。

小規模企業等に係る税制は今後の動向に注目

小規模企業等に係る税制については、個人事業主と実質的一人会社の課税上の不公平が問題視されてきた。実質的一人会社は、事業主報酬の損金算入が認められ、かつ、一定の給与所得控除が受けられる。このバランスを確保するため、個人事業主においては、例えば勤労性所得を正當に評価して事業主報酬相当額を必要経費に算入し、当該事業主報酬相当額について一定の給与所得控除を認めるなど、幅広い観点から総合的な検討を行うとされた。

これらの検討事項は、企業や個人において影響の大きい項目となるため、引き続き動向を注視していく必要がある。